

ごあいさつ

佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 大島 信之



平素より組合員並びに利用者の皆さまには、J Aさかの事業につきまして格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

現在当J Aは不祥事再発防止策に取り組んでおり、その取組状況についてご報告いたします。今般の一連の不祥事に対して、平成30年4月5日には佐賀県知事から当J Aに対して業務改善命令が発出されました。その内容は、現在取り組んでいる再発防止策の定着徹底を求められる趣旨のものですが、事態を厳粛に受け止め、改めてお詫びいたしますとともに、役職員あげて不祥事再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

このようななか、佐賀県下一円を区域とする県域J Aとして、組合員をはじめ利用者の皆さまの信頼と期待に応えるため、地域農業の振興を柱に、営農販売事業、購買事業、信用事業や共済事業を含めた総合事業機能を活かした事業展開に努めております。その結果、自己資本比率は、平成29年度末で15.80%と高い水準を維持しております。これもひとえにJ A事業に対する組合員並びに利用者の皆さまの深いご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

農業情勢については、TPP11をはじめ、日欧EPAや日米間の自由貿易に関わる協議など、様々な脅威にさらされております。そのため、まずJ A自己改革に着実に取り組み、農業者が団結し、現場の切実な声を農政に確実に届ける必要があると改めて思う次第です。

その一環として、昨年6月の5期目役員体制の発足とともに、様々な広域連携を目的としてエリア体制を導入しました。当J A発足から10年余が経過したことも踏まえ、地区間の業務・事務の平準化にも取り組んでいるところです。今後も組合員ならびに利用者の皆様のご意見・ご支援を賜りながら、様々な改革改善に取り組み、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域の活性化」に向けて、着実にその歩みを進めてまいります。

最後に、農業者の所得増大や佐賀県農業発展のため、今後も役職員一丸となって取り組む所存ですので、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

平成30年7月

1. 経営理念

JAさがは

- 組合員の営農とくらしを守ります。
- 「安全」「安心」「良質」な農畜産物を届けます。
- 人と地域に信頼されるJAをめざします。

2. 経営方針

農業を取り巻く情勢は、集落営農組織の法人化や担い手経営体等の大規模化が進む一方で、高齢化等による農業者数の減少などにより、農産物生産量の減少が続いています。また、農畜産物の販売面では、消費動向も大きく変化してきていることから、消費者ニーズに合った生産・流通へシフトしながら、農業生産基盤の維持・拡大をはかっていく必要があります。

さらに、平成31年5月までを集中推進期間とする「農協改革」について、政府は自己改革の実施状況等を調査し、その結果によって農協制度のあり方や准組合員事業利用規制のあり方を検討するとされており、自己改革に対する組合員の理解促進や、准組合員との関係強化の取り組みが求められています。JAさがでは「自己改革」の実施にあたって、第四次3ヵ年計画(平成28年度～30年度)に掲げている、新規就農希望者に対する研修の実施や、園芸・畜産の規模拡大等に対する各種対策、さらには加工業務用青果物の生産拡大など、次世代の担い手づくりや農業生産基盤の強化に取り組んでいます。

農政面では、平成30年産米からの生産調整・直接支払交付金の廃止をはじめとする「米政策の見直し」や、TPPを巡っては、農業分野の合意見直しが行われないうまま、離脱したアメリカを除く11ヵ国による新協定「TPP11」が大筋合意されるなど、国内外において予断を許さない状況にあります。

平成30年度は、JAさがの自己改革である「第四次3ヵ年計画(平成28年度～30年度)」の最終年度にあたります。計画達成の総仕上げとして、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域の活性化」を実現させるための取り組みをさらに強化していきます。

◇ 営農販売事業

消費者・実需者等のニーズに応じた生産・販売事業方式の導入・拡大により、農業所得の増大を目指します。

地域農業の維持発展のため、集落営農組織の法人化を推進するとともに、法人化後の経営体の経営発展の支援に取り組めます。

共同利用施設の再編整備による効率的な生産と、省力・低コスト化技術の普及などにより生産基盤の強化に取り組めます。

GAP（農業生産工程管理）等の実践による消費者へ安全な農畜産物を供給するため、食品安全に加え、環境保全、労働安全の推進に取り組みます。

T P P 11 をはじめとする農畜産物の自由化から、食料・農業・農村を守る農政運動に取り組みます。

◇ 農業資材・物流事業

営農経済部門では、「農業者の所得増大」に向けた生産資材や農業機械の総合的なコスト低減に取り組みます。

肥料農薬関連では、柔軟な価格施策による価格の引き下げ、大型規格や肥料満車直行の利用拡大をはかるための対策を実施します。さらに、営農指導員・担い手関連部署と連携したT A C（経済事業専任渉外員）体制による担い手対応の強化や、物流事業の合理化による物流コストの低減などに取り組みます。

営農資材・農業機械関連では、「J A独自ブランド資材」や「農機重点型式」への需要結集をはかり生産資材のコスト低減に取り組みます。

◇ 生活事業

生活関連部門では、生活文化活動の充実と、超高齢社会のなかで、高齢者の生きがいづくりや、見守り活動の推進に取り組みます。

また、事業面では、生活インフラ機能の拡充をめざして、生活総合宅配事業のさらなる充実・拡大による利用者の利便性の向上に取り組みます。

さらに、給油所等の生活関連事業は、多様化する事業環境や組合員・利用者ニーズへの対応を強化し、サービス体制の向上に取り組みます。

◇ 信用事業

農業環境の変化と他金融機関との競争も一層激化するなか、自己改革の完遂に向けた農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と相談機能の強化により、地域貢献に向けて取り組みます。

また、「農業者の所得増大」および「地域の活性化」に資する機能を発揮し、農業メインバンクとして、農業資金残高のシェア維持および担い手の満足度向上をめざします。

◇ 共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供により、組合員・利用者との関係の強化と新たな仲間づくりにつとめます。

また、専門的知識を持ったL A（ライフアドバイザー）を中心に、生命総合共済と自動車共済の仕組改訂のご案内をきっかけとした全戸訪問活動を徹底し、世帯内深耕と地域への保障提案活動の強化をはかります。

あわせて、農作業中の不慮の事故に対応した保障の提案に取り組み、組合員・利用者の豊かで安心できる生活づくりをめざします。

◇ 対処すべき重要な課題

① 自己改革の実践とコンプライアンスの徹底に向けた対応強化

J Aグループが掲げる自己改革に関する3つの基本目標（農業生産の拡大・農業者の所得増大・地域の活性化）の実現に向けて、第四次3ヵ年計画（平成28年度～30年度）の重点取り組み具体策を引き続き実践していきます。

また、組合員・利用者に信頼されるJ Aをめざし、不祥事再発防止対策の定着に向けた取り組みの徹底と人材育成に取り組めます。

② 農業生産の基盤づくりと農業振興による「農業生産の拡大」

農業生産の基盤づくりとして、集落営農組織の法人化支援や法人運営の安定化に向けた支援の取り組み強化、新たに設置した「トレーニングファーム（新規就農研修施設）」を活用した新規就農者の育成に取り組めます。また、生産施設面では、県域担い手サポートセンターと連携した、生産基盤強化対策の継続実施と対策の利用拡大推進や、グループ会社と連携した農畜産物の付加価値造成による販売強化、農作業支援の本格的な実施などにより、「農業生産の拡大」を進めます。

③ 農畜産物の販売強化と生産コスト低減による「農業者の所得増大」

販売力の強化をめざし、消費動向や需要者ニーズに応える生産・販売方式の拡大に取り組めます。また、生産・販売にかかるコスト削減をはかるため、青果物の集荷・物流体制の効率化や農業関連施設の再編や保管管理の強化に取り組めます。さらに、肥料農薬事業の北部九州域での広域化などによる農業資材の価格低減や農業機械の導入コスト低減に取り組み、「農業者の所得増大」を進めます。

④ 生活関連事業や各種活動の充実による「地域の活性化」

高齢化による人口減少が進むなか、さらなる地域に密着した生活文化活動の充実と准組合員対応や広報活動の強化をはかります。さらに、生活文化活動や女性部を中心とした各種活動の強化に向けた体制づくりについて検討を進めていきます。

また、新たに構築した「生活総合宅配事業」の取扱商品の拡充と利便性の向上をはかり、地域の生活インフラ機能としての事業の充実により「地域の活性化」への貢献に取り組んでいます。

⑤ 金融サービスや相談機能の充実と共済の総合保障提案

信用事業では、農業金融サービスの充実を柱に、金融相談に対応する総合相談サービスを強化し、組合員・利用者の期待に応える金融機関をめざします。

共済事業では、全戸訪問活動を徹底させ、専門的知識を持ったL A（ライ

フードバイザー)を中心に、ひとりひとりの組合員・利用者にあった総合保障の提案に取り組みます。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、地区、学識経験者からの選出とし、地区選出理事数は6地区の正組合員数に比例した理事数としています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 平成29年度事業の概況

第11期(平成29年度) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

◇ 全般的な概況

(1) 取り組みとその結果

農業をとりまく情勢は、農業者の高齢化および後継者不足による農業労働力の低下、耕作放棄地の増加など農業生産基盤の維持が大きな課題となるなか、30年3月にはTPP参加11カ国による協定の署名が行われ、この新協定(TPP11)について年内発効も懸念され、今後、日本農業への大きな影響が危惧されています。

このような情勢のなか、JAグループでは平成31年3月末までを「集中推進期間」として「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの柱にすえ、自己改革に取り組んでいます。

当組合でも、第四次3ヵ年計画に基づき、様々な自己改革を推し進めました。

新規就農の促進では、ほうれんそうときゅうりのトレーニングファームを県内に設置し、新規就農者の確保とスムーズな産地参入を支援しました。

また、部門別生産振興対策(県域企画応援事業等)として、生産基盤維持拡大のため畜舎の新築やリフォーム、園芸用ハウスリース、パン用小麦生産面積や新規実施の果樹マルチ被覆資材等を対象に助成を行いました。

販売事業では、「米の食味ランキング」で「さがびより」が8年連続、「夢

しずく」が初めて「特A」評価を獲得しました。いちごでは「リカちゃん」キャラクターを活用したPR活動により、価格も7年連続1,000円/kg以上を達成するなど有利販売につとめました。畜産では、畜産事業の拠点を集約した畜産総合センターを設置し、営農指導・経営指導の機能強化および専門性をはかっています。

購買事業では、生産コスト低減のため、農業資材の肥料農薬予約積み上げや共同仕入、JAオリジナルブランド資材の拡大、農業機械の重点型式への結集をはかり、コンバインシェアレンタル事業を試行的に開始しました。生活資材では「生活総合宅配事業」を開始し、利用者の意見・要望を反映した商品の充実をはかりました。

また、グループ会社では、JAグループの基本方針に基づいた経営・事業戦略を策定するために「持ち株会社」(ホールディングス)を設立し、自己改革目標に貢献することとしています。

事業の成果では、大豆(28年産)の販売減やたまねぎの面積減に伴う数量減から、販売品取扱高は1,075億円となり、計画から2億円減少し、前年度実績からも18億円下回りました。購買事業では、購買品供給高が482億円となり、石油製品の価格高騰もあり計画より7億円増加しましたが、前年度実績を4億円下回りました。信用事業では、超低金利が長引くなか、キャンペーン等による貯金増強に取り組み、貯金量は前年度末実績を414億円上回りました。また、共済事業では、全戸訪問の徹底とあんしんチェックの実施による「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に積極的に取り組み、推進ポイントによる推進総合実績計は目標を上回る結果となりました。

この結果、事業総利益は計画から3億46百万円増、前年度から4百万円増の192億75百万円となりました。事業利益段階では、事業管理費で全般的な経費節減に加え、固定資産の取得見送りによる減価償却費の減少により8億54百万円となりました。特別損益では、前年度に引き続き県域企画応援事業への助成や株Aコープ佐賀の株式一部売却などにより、税引前当期剰余金は11億46百万円となり、税金等を控除した当期剰余金は、9億16百万円を計上しました。

(2) 事業の成果

(単位：百万円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度
事業利益	268	△1,667	335	854
経常利益	1,151	△1,124	1,179	1,469
当期剰余金	489	2,446	814	916
総資産	727,809	751,774	762,740	806,634
純資産	66,363	66,593	65,939	66,488
自己資本比率	16.50%	16.95%	16.07%	15.80%

5. 農業振興活動

◇ 食と農・食育への取り組み

当JAでは、消費者や子どもたちへ、農業体験を通して健全な食生活や、食に関する正しい知識を学習してもらい、農業およびJAへの関心と理解を深めてもらうような活動を行っています。

農業体験の内容は、幼稚園児や小学生を対象に、田植えから稲刈り、野菜の栽培・収穫など、一年を通じた学習となっています。

◇ 地産地消・安全安心な農畜産物の消費者への提供

地元で生産された、安全安心で新鮮な農畜産物を消費者に提供することにより、消費者と生産者の相互理解を深め、食農教育にもつながる活動を行っています。

① 農産物直売所の運営を行っています。

当JAの店舗としては現在8店舗を運営しています。そのほかにもAコープ店舗内等さまざまな形で、直売所運営に参加しています。

② 県内産農畜産物を使用した商品開発を行っています。

③ 豊かで健康的な食生活を推進し、将来を担う子どもたちへ、農業の大切さを理解してもらうため、田植えや稲刈等の食農体験を実施しています。

④ JA女性部などによる、地元食材を使用した料理教室、子ども達へのみそ造り教室や、家庭菜園コンクールと開催しています。

⑤ 県域および各地区での農業まつり等の開催により、イベントによる啓発活動やふれあい活動、地元農畜産物の即売など農業への理解を深めてもらう活動を行っています。

◇ 農業者支援活動

農家・組合員や女性農業者への講習会、新規就農者向けセミナーなど、農業者への支援活動を行っています。

① 各作物部会単位での技術研修会・現地研修会の開催

② 女性部向けの営農と生活に関する講習会・セミナーの開催

③ 担い手農家支援の中古農機展示会の開催

④ 新規就農者向けセミナーの開催

⑤ 農業用廃プラスチック回収

⑥ 行政、生産者部会等と連携した、新規就農希望者の研修受け入れ（トレーニングファーム）

◇ 地域密着型金融への取り組み

- ① 農業者等の経営支援の取り組み
 - ・ 農家の経営状況、生産状況の分析を通じて、経営や生産の課題把握、改善指導
- ② 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・ 担い手金融担当部署の拡充
 - ・ 担い手向け資金の開発
 - ・ アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等によるファンドの活用
 - ・ 担い手支援のためのファンドの創設 等
- ③ ライフサイクルに応じた担い手支援
 - ・ 国または地方公共団体との連携による農業施策の活用 等
- ④ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み
 - ・ 負債整理資金の提供による償還負担の軽減 等

6. 地域貢献情報

○ 地域の皆様のために

当JAは、佐賀県全域を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 組合員数、出資金の状況

(単位：人・団体、百万円)

	組合員数	出資金
正 組 合 員	40,497	18,318
准 組 合 員	49,554	3,777
処分未済持分	—	283
合 計	90,051	22,378

(1) 資金調達の状況

① 貯金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	540,907
地方公共団体等	66,508
そ の 他	90,972
合 計	698,387

② 貯金商品

- ・ 普通貯金
- ・ 決済用貯金
- ・ 貯蓄貯金
- ・ 当座貯金
- ・ 通知貯金
- ・ 定期貯金
- ・ 積立定期貯金
- ・ 定期積金
- ・ 財形貯金
- ・ 等

※ 貯金商品の詳細は 19 ページに記載しています。

(2) 資金供給の状況

① 貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	143,780
地方公共団体等	5,916
そ の 他	4,018
合 計	153,715

② 制度融資取扱状況

- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業改良資金
- ・ 等

※ 制度融資資金の詳細については、本所金融部または各支所にお問い合わせください。

③ 融資商品

- ・ 住宅ローン
- ・ 教育ローン
- ・ カードローン
- ・ マイカーローン
- ・ アグリステップアップ資金
- ・ アグリマイティー資金
- ・ 等

※ 融資商品の詳細については 20 ページに記載しています。

(3) 文化活動・社会貢献に関する事項

① 文化活動・社会貢献に関する事項

- ・ 「食と農」の教育・体験など地域活性化への取り組み
- ・ 次代を担う子供たちが農業や食の大切さを学ぶ各体験学習開催
- ・ 生産者と消費者との産地交流開催

- ・ 進路選択等に寄与するため職場体験の受け入れ
 - ・ 高齢者福祉活動への取り組み
 - ・ 女性部による料理教室や趣味など文化活動の実施
 - ・ 各農業関連、地域イベント等への協賛・後援
 - ・ 地域活動への参加
- ・・・・・・・・等
- ② 利用者ネットワーク化への取り組み
- ・ 会員間の親睦と健康増進をはかるため年金友の会開催
 - ・ 助け合い組織活動
 - ・ 年金相談会、住宅ローン相談会等の開催
- ・・・・・・・・等
- ③ 情報提供活動
- ・ J A広報誌（季楽里）の毎月発行
 - ・ ホームページによる組合員、利用者等への農業情報・諸活動等の情報発信
 - ・ 農業や食料に対する理解促進のためのテレビ、ラジオ、新聞等による情報発信
 - ・ 家の光三誌、農業新聞の普及活動

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を構築しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、職務権限表に基づき、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に債権管理部を設置し、各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続を整備し、事故・

事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を構築して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため、各種の研修会を開催しています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、迅速な対応ができる体制を構築します。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

(1) JAの社会的責任と公共的使命の認識

JAの持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底をはかります。

(2) 組合員、地域住民のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

(3) 安全・安心な農畜産物の供給

安全・安心な農畜産物・商品を提供し、消費者の信頼に応えるよう努めます。

(4) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない公正な事業運営を遂行します。

(5) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(6) 透明性の高い組織風土の構築と対話の充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、JA内外とのコミュニケーションの充実をはかりつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常勤理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所に専門部署として「法務コンプライアンス対策室」を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

◇ 金融商品の勧誘方針

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適正な対応に努めます。

◇ 個人情報の取り扱い方針

〔個人情報保護方針〕

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法

律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当J Aは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

（2）利用目的

当J Aは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

（3）適正取得

当J Aは、個人情報を取得する際、取扱規程第6条「適法かつ公正な手段によって」取得します。

（4）安全管理措置

当J Aは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

（5）第三者提供の制限

当J Aは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当J Aは、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(6) 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 J A は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

(7) 開示・訂正等

当 J A は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 5 項に規定するデータをいいます。

(8) 苦情窓口

当 J A は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(9) 継続的改善

当 J A は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当 J A 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 J A は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 J A は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応で

きるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口

〔信用事業〕 (電話：0952-25-5371 月～金 9時～17時)

〔共済事業〕 (電話：0952-25-5375 月～金 9時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

〔信用事業〕

東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

福岡県弁護士会 紛争解決センター 天神 (電話：092-741-3208)

北九州 (電話：093-561-0360)

久留米 (電話：0942-30-0144)

鹿児島県弁護士会 紛争解決センター

(佐賀県JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)

ご利用の際は、(1) 〔信用事業〕の窓口または佐賀県JAバンク相談所(電話：0952-25-5199)にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会を選定・利用する際には東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」を弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

〔共済事業〕

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話：本部 0120-159-700)

(公財)日弁連交通事故相談センター (電話：本部 0570-078-325)

(公財)交通事故紛争処理センター (電話：東京本部 03-3346-1756)

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

ご利用の際は、上記または(1) 〔共済事業〕の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、本所・エリア・グループ会社のすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。なお、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、15.80%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22,378百万円 (前年度 22,617百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

貯金商品一覧は19ページに記載しています

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興をはかるための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みや個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧は20, 21ページに記載しています

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

為替手数料は21ページに記載しています

◇ 国債窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱いをしています。

◇ サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

各種サービス一覧は22ページに記載しています

《貯金商品一覧表》

平成 30 年 4 月 1 日 現在

種 類	期 間	お預け入 れ金額	特 色
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払い や代金回収に最適です。
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できま す。キャッシュカードと合わせて、サイフ代わりにご利用ください。
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金 などの自動支払いや給与・年金などの自動受取り、さらに預入定期 貯金の90%、最高300万円までの融資がご利用になれ、大変便利 です。
決済用貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できま すが利息がつきません。貯金保険制度により全額保護されます。
貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由、しかも預入残高に応じてよりお得な利率になる貯金 です。普通貯金とのスウィングサービスをご利用いただけます。
納税準備 貯金	入金自由	1円以上	税金納付のための貯金です。お引き出しは原則として納税時のみ で、納税のためのお引き出しは非課税です。
JA教育資金 贈与専用口 座	貯金者が30歳に達した日など の要件に該当した日	1円以上 1,500万円 以下	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるた めの口座で、原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に 限り払い戻しできます。
スーパー 定期貯金	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5年	1円以上	有利な利率でお預かりします。1ヵ月超5年未満のご都合のよい日 を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期 貯金	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5年	1,000万円 以上	大口資金の運用に有利な利率でお預かりします。スーパー定期貯 金と同様に期日指定方式もご利用いただけます。
期日指定 定期貯金	最長預入期間3年 (据置1年)	300万円 未満	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前までに満期日 をご指定いただければ必要なお引き出しができます。元金の一部 (1万円以上)を引出すこともできますので、有利で便利にご利用い ただけます。(個人のみ)
変動金利 定期貯金	1・2・3年	1円以上	預け入れから半年毎に約定金利が変動する定期貯金です。期間3 年の複利型は6ヵ月複利で運用する有利な定期貯金です。
据置定期 貯金	最長預入期間5年	1万円以上 1,000万円 未満	6ヵ月の据置期間経過後は、いつでも、何回でも一部支払いが できる便利な定期貯金です。金利は預入期間に応じて、6段階の金利 を適用し、6ヵ月複利で計算されますので大変有利です。
定期積金	6ヵ月以上 120ヵ月以下	1,000円 以上	積立開始時の利回りを適用します。収穫体験割引クーポン付の「も ぎたて」、受験生のための入学応援積金「さくら咲く」、年金受給者 専用の「ゆとり定積」等が好評です。
積立式 定期貯金	【満期型】 6ヵ月以上10年以内	1円以上	6ヵ月以上10年以内であれば、自由に満期日をご指定いただき、 積立ができる貯金です。
	【エンドレス型】 無期限	1円以上	積立期間や満期日の指定を行わない積立貯金で、積立残高に 応じた一部お支払もできます。また、途中で積立残高が0円になっ ても、あらたに口座開設することなく、ご自由に積立を再開する ことができる貯金です。
一般財形 貯金	積立期間3年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。1口ごとの期日 指定定期貯金として預け入れし、解約の申し入れがない限り最長 預入期限に元利合計額で継続預入いたします。
財形年金 貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形住宅と合わせ て1人550万円までの非課税枠が特典です。60歳以降のライフ プランに最適な貯金です。
財形住宅 貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形年金と合わせ て1人550万円までの非課税枠が特典です。マイホームを実現する ための貯金です。
通知貯金	据置7日	5万円以上	7日間以上で短期の資金運用に最適です。お引き出しは2日前ま でにご連絡が必要です。
譲渡性貯金 (NCD)	定型方式 1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5年 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円 以上	大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
JA結婚子育て 資金贈与 専用口座	貯金者が50歳に達した日など、一定 の要件に該当した日まで	1円以上 1,000万円 以下	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を 受けるための口座で、原則として貯金者の結婚・子育て資金の支 払にあてる場合に限り、払い戻しできます。

《貸出商品一覧表》

平成 30 年4月1日 現在

種 類	融資金額	融資期間	保 証	担 保	資金使途
住宅ローン	1億円以内	35年以内(借換型は32年以内)	農業信用基金協会等の保証、必要により個人保証	融資対象建物及びその土地	住宅の新築、住宅(中古・分譲・マンション等)の購入、土地の購入、住宅改築、他金融機関等からの借換
リフォームローン	1,500万円以内	15年以内	〃	原則不要	住宅の増改築、改装、補修等
教育ローン	1,000万円以内	15年以内	〃	不要	入学金、授業料、学費、下宿代等
マイカーローン	1,000万円以内	10年以内	〃	不要	自動車・オートバイの購入、諸経費等
がん先進医療ローン	300万円以内	7年以内	〃	不要	がん先進医療の治療費
フリーローン	300万円以内	8年以内	〃	不要	生活に必要な資金
ワイドカードローン	300万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	生活に必要な資金
カードローン(一般・住宅)	30万円・50万円・100万円以内	2年毎の更新	(株)ジャックスの保証	不要	生活に必要な資金
営農ローン	500万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	営農に必要な資金
営農貸越	営農貸越要項の契約極度額範囲内	1年毎の更新	個人保証	必要により不動産担保	営農・生活に必要な資金
一般資金	信用供与限度額の範囲内	25年以内	個人保証、必要により農業信用基金協会の保証	必要により不動産担保	特に定めない
不動産担保資金	信用供与限度額の範囲内	30年以内	個人保証又は、住宅融資保険	不動産担保	特に定めない
再生可能エネルギー資金	信用供与限度額の範囲内	17年以内	必要により個人保証	不動産担保、動産譲渡担保及び債権譲渡担保	再生可能エネルギー対応関連事業資金
アグリマイティー資金	事業費の範囲内	20年以内	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	必要により不動産担保	地域農業及び農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
農機ハウスローン	1,800万円以内	10年以内	〃	不要	農業機械等の購入・整備に必要な資金、パイプハウス等の建設資金

種類	融資金額	融資期間	保証	担保	資金用途
担い手応援ローン	1,000万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金相当額	1年以内	〃	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリステップアップ資金	事業費の範囲内	25年以内	〃	必要により不動産担保	地域農業及び農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
貯金担保貸付金	担保となる貯金の担保価額の範囲内	担保貯金の満期日以内	必要により個人保証	定期貯金又は定期積金	特に定めない
共済担保貸付金	共済契約の解約返戻金と満期共済金のいずれか低い額の80%以内	15年以内	必要により個人保証	共済契約	特に定めない
制度資金・公庫資金	制度資金・公庫資金の融資基準による				

《為替手数料》

	系統金融機関あて	系統金融機関以外の金融機関あて	
送金手数料 (送金小切手)	1件につき 432円	1件につき 648円	
振込手数料	3万円未満1件につき 324円	電信扱い	3万円未満1件につき 648円 3万円以上1件につき 864円
	3万円以上1件につき 540円	文書扱い	3万円未満1件につき 648円 3万円以上1件につき 864円
代金取立手数料	普通扱い	1通につき	648円
	至急扱い	1通につき	864円
その他手数料	送金・振込の組戻料	1通につき	648円
	取立手形組戻料	1通につき	648円
	取立手形店舗呈示料	1通につき	648円
	(ただし、600円を超える実費を要する場合は、その実費) 不渡手形返却料		648円

※手数料額は、消費税込の金額です。

《その他の手数料》

貯金・貸出金残高 証明書発行手数料	1枚につき	324円
再発行手数料(通帳・証書)	1枚につき	540円
再発行手数料(ICキャッシュカード)	1枚につき	1,080円
融資証明書	1枚につき	1,080円
大口両替手数料	50枚まで	無料
	51枚以上枚数に応じて	216円～1,080円

※手数料額は、消費税込の金額です。

《各種サービス一覧表》

項目	内容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金等のCD(現金自動支払機)ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会ができます。 また、県内の信連・JAでは平日現金のお預入れやカードによる為替振込もできます。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定して頂いた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか税金、高校授業料、水道料など普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、集金・払い込みの煩わしさがなくなります。
JAカード(クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。
総合振込サービス	お客様からのお支払いの振込データをCD等で送っていただくことにより、自動的にお振込みいたします。

【共済事業】

JA共済は組合員・利用者をはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。人それぞれの人生設計にお応えできる安心を提供するため、JA共済では「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、皆さまの毎日の生活を生涯にわたり大きくサポートします。

ひと JAの生命総合共済は万一の保障はもちろん、医療や介護保障の充実にも力を入れています。

- 働き盛りの責任世代には、一生涯の万一保障である「終身共済」を基本にして、ライフサイクルに応じた万一保障や入院保障等を、セットで充実させるさまざまな保障プランがあります。まとまった資金を活用する一時払プランもあります。
- 「医療共済」は、お客さまのご希望にあわせて、入院や手術はもちろん、がんの治療や先進医療など、もしものときの幅広い医療リスクに備えて保障内容を選ぶことができます。
- 「医療共済」のほかにも医療保障の分野には、がん保障に特化した「がん共済」、健康に不安のある方も加入しやすい「引受緩和型医療共済」があります。
- 「がん共済」は、上皮内がんや脳腫瘍など、幅広い「がん」の治療や「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。

- 「介護共済」は、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障内容で、一生涯にわたって幅広い要介護状態を保障します。まとまった資金を活用する一時払プランもあります。
- 万一保障のための主契約・特約は、重度要介護状態も保障しています。
- 病気やケガなどで所定の状態になられたときは、共済掛金払込免除制度により、その後の共済掛金をいただくことなくご契約を継続します。
- 「生活障害共済」は、身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
- 収入の減少への備えに適した定期年金型、住宅の改修、歩行器具等の機材購入などに伴う支出の増加への備えに適した一時金型を選択できます。両プランへの加入も可能です。

いえ JAの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

- 火災はもちろんのこと、地震、台風、大雪、豪雨による洪水など、さまざまな自然災害による損害を幅広く保障します。
- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金がお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金がお受け取りになれるプランもあります。
- 建物や家財を時価額（中古品としての価値）ではなく、再取得価額（新たに取得するために必要な価値）で評価・保障するので、復旧のための十分な保障が受けられます。
(時価額の再取得価額に対する割合が50%以上の場合)

くるま JAの自動車共済は、わかりやすさと独自の割引制度や確かな保障、充実したサービスを提供します。

- 自動車共済「クルマスター」は、過失割合に関係なくご自身やご家族の損害をまとめて保障し、歩行中の事故、自損事故等もケアする傷害保障と、共済金額無制限の対人・対物賠償に加え、対物超過修理費用保障特約で相手方とのトラブルを防止するとともに、ご自身のクルマの修理費用を幅広くカバーする車両保障（全損害担保）、車両諸費用保障特約の、3つの保障をパックにした充実の自動車保障です。さらにゴールド免許の方のためのお得な共済掛金や、新車割引などの割引制度があります。
- JAの自賠償共済とセットでご加入になると、対人賠償の共済掛金が割引になります（自賠償共済セット割引）。
- 無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最高約63%まで割り引かれます。現在、保険会社等にご加入の方が、JAの自動車共済に乗り換える場合にも、無事故割引等級は引き継がれます。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを行うほか、県内ネットワーク体制の確立により、営業時間内の現場急行サービスも充実し、故障時の緊急修理やレッカー移動も24時間体制で実施しています。

《長期共済（共済期間が5年以上の契約）の一覧表》 成30年4月1日 現在

終身共済	万一の保障はもちろん、入院・手術などの医療保障をセットしたタイプなど、ニーズにあわせた設計ができる確かな生涯保障プランです。 ○基本タイプ
一時払 終身共済	退職金等の一時金を活用した資金ニーズに応える商品です。 加入手続きが簡便で、一生にわたって万一保障をいたします。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。入院・手術などの医療保障をセットするプランなどもあります。 ○基本タイプ ○中途給付タイプ
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○祝金型タイプ ○学資金型タイプ
定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。がん入院を手厚く保障するプランなどもあります。
がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。また、保障期間、1回の入院の支払い限度日数、先進医療保障、入院見舞保障などの保障内容を、ご希望にあわせて選ぶことができます。特則でがんや三大疾病時の保障を手厚くしたり、特約で一定期間の万一保障を確保することもできます。 ○がん重点保障特則 ○三大疾病重点保障特則
引受緩和型 終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい死亡保障です。
引受緩和型 医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 先進医療保障もご希望にあわせ選択できます。
介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい内容で、一生にわたって幅広い要介護状態を保障します。
一時払 介護共済	まとまった資金を活用するプランで、幅広い介護保障とあわせて、万一保障も、一生にわたって保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

※1 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※2 上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。税務のお取り扱いについては、平成30年1月末現在の法令・通達・判例にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。

※3 上記の共済のほかにも、みどり国民年金基金、確定拠出年金共済などがあります。

《短期共済（共済期間が5年未満の契約）の一覧表》 平成30年4月1日 現在

自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障（人身傷害保障、傷害給付）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。
団体定期生命共済	団体の福利厚生制度として、万が一の死亡や後遺障害を保障します。
団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合保障します。

〔農業関連事業〕

管内の自然環境・立地条件や産地の特性を活かした地域農業の振興と消費者の皆様へ「安全・安心」で高品質な農畜産物をお届けすることにより、産地としての信頼性を高める作物(ブランド)づくりに努めています。

一方、国の農業政策が大きく転換されるなか、新しい時代に向け、これからの日本および地域農業を支える担い手や集落営農組織などへの支援を行う体制を整備し、営農指導と生産資材、販売部門が有機的に結びつくことにより「魅力ある農業」の実現をめざし、生産基盤づくりに努めています。

◇ 販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

【農産物直売所】

さが風土館 季楽 本店	(TEL 0952-28-4151)
J A産直 街かど畑	(TEL 0952-27-8505)
J A産直 うちの畑	(TEL 0942-85-8801)
土の香 なべしま	(TEL 0952-31-5701)
土の香 きんりゅう	(TEL 0952-98-3601)
多久農産物直売所たくさん館	(TEL 0952-75-8011)
J Aグリーンおぎ「良里味知」	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーンみやき「よりみち」	(TEL 0952-52-7311)

◇ 購買事業

J Aグリーンでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗によっては営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

【J Aグリーン】

J Aグリーン	おぎ	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーン	みやき	(TEL 0952-52-7311)
J Aグリーン	かしま	(TEL 0954-63-2328)
J Aグリーン	たけお	(TEL 0954-23-6145)
J Aグリーン	しろいし	(TEL 0952-84-5565)

〔生活関連事業〕

組合員や地域住民のみなさまの「ゆたかな暮らし」をサポートするため、健康管理・高齢者福祉・食育など生活文化活動の充実に取り組む一方、魅力ある生活関連事業の展開とサービスの強化に取り組んでいます。

また、飲食・直販事業、資産管理、葬祭事業等にも積極的に取り組み、地域の活性化とともに、「魅力ある地域社会づくり」をめざしています。

〔加工事業〕

管内で採れる農畜産物等に付加価値を加え、J Aさかのオリジナル品として加工事業に取り組んでいます。

また、新商品の開発や徹底した品質保証・管理とともに、販売業務と連携し大消費地でのPRにも力をいれています。

農畜産物等の高品質な付加価値造成で、地域性を活かしたJ A直営の加工事業として積極的に取り組んでいます。

〔総務管理部門〕

今日の経済的・社会的環境の急速な変化やそれに伴う生活様式の多様化が進むなか、J Aらしい魅力ある事業の展開や活動を進めるため、全体的な企画機能の強化とシステムの整備による事業活動・事務の効率化に取り組んでいます。

また、各事業部門での広報に加え、全体的な広報活動を展開するため、広報活動体制を整備・強化し、広報誌をはじめ、マスメディアやインターネット（ホームページ）などを活用し、組合員・利用者等へ広く農業・J Aに対する相互理解を深める活動を行っています。

一方、内部的には監事監査、内部監査を充実するとともに、役職員のコンプライアンス意識の向上やさまざまなリスクに対応可能な管理体制の構築をはかることで、経営の健全性を高め、社会的信用の確保に努めています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営にかかる問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。